

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和元年五月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布します。

平成三十一年三月二十九日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第四十一号

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「においては、法第三百十四条の七第一項」を「には、同項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第二項中「第三百十四条の七第二項」を「第三百十四条の七第十一項」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に、「第五条の四の二第六項（同条第九項）を「第五条の四の二第五項（同条第七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第二項とする。

付則第三条の六中「第三百十四条の七第二項第二号」を「第三百十四条の七第十一項第二号」に改める。

付則第五条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に、「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第二項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」

に改める。

付則第五条の二中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「
 において」を「には」に改める。

付則第六条第一項中「法附則第三十条第一項」を「平成十八年三月三十一日ま
 でに初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後
 段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指
 定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」に、「当該軽自動車が初めて道
 路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定によ
 る車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受け
 た月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成三十
 一年度分」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第三十条
 第六項第一号及び第二号」を「第三十条第二項第一号及び第二号」に、「第二項
 の表」を「次の表」に、「第三十九条第一項の規定中」を「同項の規定中」に改
 め、同項に次の表を加える。

第二号イ			
三千九百円	六千九百円	一万八百円	三千八百円
千円	千八百円	二千七百円	千円

付則第六条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第三十条第七項第一号及び第二号」を「第三十条第三項第一号及び第二号」に改め、「以上の軽自動車」の下に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第三項の表」を「次の表」に、「第三十九条第一項の規定中」を「同項の規定中」に改め、同項に次の表を加える。

	五千円	千三百円
--	-----	------

第二号イ				
	五千円	二千五百円		
	三千八百円	千九百円		
	一万八百元	五千四百円		
	六千九百元	三千五百円		
	三千九百元	二千円		

付則第六条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「第三十条第八項第一号及び第二号」を「第三十条第四項第一号及び第二号」に、「第四項の表」を「次の表」に、「第三十九条第一項の規定中」を「同項の規定中」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ

第二号イ				
五千円	三千八百円	一万八百年	六千九百元	三千九百元
三千八百円	二千九百元	八千百元	五千二百円	三千円

付則第六条第七項を同条第四項とする。
付則第七条第一項中「第七項」を「第四項」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の改正規定並びに付則第三条の六、第五条（同条の前の見出しを含む。）及び第五条の二の改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成三十

一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十九条の二並びに付則第三条の六、第五条及び第五条の二の規定は、平成三十二年分以後の年度分の区民税について適用し、平成三十一年分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第十九条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用については、平成三十二年分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条の二第一項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項に掲げる前年六月三十日以前に出したも
付則第五条の二	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項に掲げる前年六月三十日以前に出したも
	送付	送付又は改定した前年六月三十日以前に出したも

4 新条例付則第五条第一項及び第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の軽自動車税について適用し、平成三十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち江戸川区特別区税条例付則第五条の二の次に五条を加える改正規定（同条例付則第五条の七第二項に係る部分に限る。）中「については」の下に「、当分の間」を加え、同条例付則第六条第一項の改正規定中「初めて道

路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」を「法附則第三十条」に、「平成三十一年度分」を「当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。